

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について 新旧対照表

○ 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和 60 年 12 月 25 日取引部長通知）（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(決済期間)</p> <p>7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>60 日以内</u>とすること。</p>	<p>(決済期間)</p> <p>7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）</u>とすること。</p>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について 新旧対照表

○ 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平成 21 年 6 月 19 日取引部長通知）（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 決済期間</p> <p>下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>60 日以内</u>とすること。</p>	<p>2 決済期間</p> <p>下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、<u>120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）</u>とすること。</p>